

地域貢献 ~~（変更）~~ 計画書

令和7年 3月 31日

愛知県知事 殿

DCM株式会社

代表取締役社長 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号

商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例 ~~第12条第4項（同条例第16条第3項において準用する場合を含む。）~~  
第 1 2 条 第 1 項  
第 1 6 条 第 1 項

の規定により、次のとおり提出します。

1 店舗の概要

大規模小売店舗の名称	DCMカーマ春日井西店	
大規模小売店舗の所在地	愛知県春日井市如意申町5丁目7番地14	
店舗面積（①）	8,319㎡	（増加の場合は増加前と増加後の面積を記載してください。）
飲食店業の用に供する床面積（②）	0㎡	
合計（①＋②）	8,319㎡	
小売業を行う者の氏名又は名称及び販売する物品の種類	DCM株式会社 DIY関連用品・家庭用品等	
小売業以外の事業の種類	なし	

2 地域貢献活動の実施に関する方針及び計画の期間

地域貢献活動の実施に関する方針	常に一市民としての意識を持ち、地域に根ざした営業を行います。
計画の期間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

### 3 地域貢献計画の内容

項 目	細 目	地 域 貢 献 活 動 内 容	実 施 時 期	予 定 回 数
1 地域づくりの取組への協力	①市町村が進める地域づくりへの協力	・春日井市が進める地域づくりの取組について、可能な範囲内で協力します。	適時	適宜
	②地域商業関係団体への加入	・春日井商工会議所へ加入済み。	通年	通年
	③地域づくりに取り組む団体等への協力	・地域からの要請があれば可能な範囲内で協力します（如意申町内会に加入済み）。	適宜	適宜
	④自治会等への協力	・地域からの要請があれば可能な範囲内で協力します（如意申町内会に加入済み）。	適宜	適宜
	⑤商店街等の活動に対する助言、情報の提供	・地域商品券の取扱い実施等を通じて、可能な範囲内で協力します。	適宜	適宜
	⑥地域特産品の積極的なPRと販売促進	・ホームセンターとして、地域からの要請があれば可能な範囲内で協力します。	適宜	適宜
	⑦地産地消に向けた取組への協力	・ホームセンターとして、地域からの要請があれば可能な範囲内で協力します。	適宜	適宜
	⑧買物弱者対策への協力	・『住まいの便利サービス』を実施します。	通年	通年
	⑨その他地域づくり等への協力	・地域からの要請があれば可能な範囲内で協力します。	適時	適宜
2 地域雇用確保への協力	①地域及び県内からの雇用の促進	・地域からの優先的な雇用を行います。	通年	通年
	②安定的雇用の確保	・正社員への登用を積極的に行うよう心がけます。	通年	通年
	③障害者雇用の促進	・障害者の就業機会の促進を行います。	通年	通年
	④高齢化対策・男女共同参画等の推進	・結婚、出産等で退職した女性の再雇用を実施します。 ・育児休業制度の取得促進への環境整備をします。	通年	通年
	⑤その他地域雇用確保等への協力	・地域からの要請があれば可能な範囲で協力します。	通年	通年

3 防犯・青少年非行防止対策の推進	①店舗内及び敷地内における防犯対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見通しを確保した商品陳列を施します。</li> <li>・防犯カメラを設置します。</li> <li>・警備員や従業員による定期的な巡回を行います。</li> </ul>	通年 設置済	通年 設置済
	②深夜営業や営業時間外の防犯・青少年の非行防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深夜営業は行いません。</li> <li>・防犯や青少年非行防止のための声かけを行います。</li> <li>・営業時間外は駐車場出入口の閉鎖を行います。</li> <li>・適切な照明の設置をします。</li> </ul>	通年 設置済	通年 設置済
	③人通りの少ない場所に対する巡回の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間外は駐車場出入口の閉鎖を行います。</li> <li>・適切な照明の設置をします。</li> </ul>	通年 設置済	通年 設置済
	④緊急通報体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗、店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領を策定します。</li> </ul>	通年	通年
	⑤その他地域防犯等への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域からの要請があれば可能な限り協力します。</li> </ul>	災害時	適宜
4 地域防災への協力	①災害時の避難場所等の提供、地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に駐車場を一時避難所として提供します。</li> </ul>	災害時	適宜
	②緊急時の物資の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に物資提供を可能な範囲内で行います。</li> </ul>	災害時	適宜
	③災害等発生時におけるボランティア活動への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に駐車場を一時避難所として提供します。</li> <li>・災害時に物資提供を可能な範囲内で行います。</li> </ul>	災害時	適宜
	④防災訓練等への参加・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署の指導の下、消防訓練を実施します。</li> </ul>	適時	年2回
	⑤その他地域防災への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年に会社として春日井市と「食糧、生活必需品の供給」の災害時応援協定を締結しております。</li> </ul>	災害時	適宜
5 誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取組	①多様性社会の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多目的トイレ等、誰もが利用しやすい店舗づくりへの配慮を心がけます。</li> </ul>	開店時より	導入済
	②ユニバーサルデザイン対策に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供・高齢者・障害者に優しい誰もが利用しやすい店舗づくりへの配慮を心がけま</li> </ul>	開店時より	導入済

		す。		
	③地域の障害者就労施設等の製品の取り次ぎ・取り扱い	・地域からの要請があれば可能な範囲で協力します。	適宜	適宜
	④その他誰もが暮らしやすい社会の実現に向けた取組	・子供・高齢者・障害者に優しい誰もが利用しやすい店舗づくりへの配慮を心がけます。	開店時より	導入済
6 環境対策の推進	①ヒートアイランド・地球温暖化対策の実施	・駐車場内におけるアイドリングストップの呼びかけをします。	通年	通年
	②ノーレジ袋・トレイ削減、包装の簡素化等、廃棄物抑制対策の実施、リサイクル対策の実施	・レジ袋は有料化済みです。 ・簡易包装の実施をします。 ・車のバッテリー、インクカートリッジ等の回収を行います。 ・分別排出、分別収集の徹底を行います。	通年	通年
	③環境美化対策の実施・協力	・駐車場内清掃を実施します。 ・敷地周辺清掃を実施します。	通年	通年
	④省エネルギー対策の実施	・デマンドコントローラー、省エネエアコン、LED照明器具等の導入により省エネ・CO2削減への対応を行います。	開店時より	導入済
	⑤ISO14001の認証取得	・認証取得はありませんが、事業活動全般にてSDGS取組を継続推進します。	-	-
	⑥公共交通機関の利用促進	・可能な範囲で従業員の通勤に関しても利用促進します。	通年	通年
	⑦その他環境対策に関する取組	・事業活動全般で、エネルギー・資源・事業活動全般にて、水利用・廃棄物の削減、大気・土壌・水質の汚染防止等に取り組み、脱炭素と循環社会の実現、環境汚染の防止、生物多様性の保全等に努めてまいります。	通年	通年
7 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策	①早期の情報開示・提供	・現段階で店舗閉鎖の可能性は全くありませんが、万が一撤退する場合には早期の情報開示・提供に努めます。	閉鎖時	閉鎖時

	②後継店の確保	・現段階で店舗閉鎖の可能性は全くありませんが、万が一撤退する場合には後継店の確保に努めます。	閉鎖時	閉鎖時
	③従業員の雇用の確保	・従業員の配置転換や再就職支援等による雇用の確保をします。	閉鎖時	閉鎖時
	④店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止	・現段階で店舗閉鎖の可能性は全くありませんが、万が一撤退する場合には後継店の確保に努めます。	閉鎖時	閉鎖時
	⑤その他核テナント撤退等の対策	・自社が核であり、現段階で店舗閉鎖の可能性は全くありません。	閉鎖時	閉鎖時
8 その他の対策	①食品等の安全・安心の確保	・生鮮三品等の扱いはありませんが、安全・安心を確保した食品の販売に努めます。	通年	通年
	②景観形成、街並みづくりへの配慮、景観協定など地区の景観形成の取組に対する協力	・愛知県屋外広告条例等の規制に従い、周辺の景観に調和した店舗デザインとします。	開店時より	実施済
	③その他の地域貢献活動	・地域の期待に耳を傾けた、商品・サービスの提供に努めます。	通年	通年

注1 「項目」の欄及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる項目及び細目を記載すること。

注2 「地域貢献活動の内容」の欄、「実施時期」の欄及び「予定回数」の欄は、可能な限り具体的に記載すること。

注3 変更の場合(条例第12条第4項(条例第16条第3項において準用する場合を含む。))は、変更箇所の下線を引くこと。

地域貢献 担当窓口	担当部署名	DCM株式会社 中日本開発部
	電 話	0566-25-2516
	F A X	0566-25-0106

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。